

相次ぐ外来機飛来の暫定配備と騒音激化に抗議する意見書

平成28年1月25日から27日にかけて、米空軍嘉手納基地に米アラスカ州エルメン
ドルフ・リチャードソン統合基地所属のステルス戦闘機F-22Aラプター14機、同じ
く米アラスカ州アイルソン空軍基地所属のF-16戦闘機12機が事前通知なく相次いで
飛来した。

F-22戦闘機の暫定配備は平成19年2月の初配備以降9回目、F-16戦闘機は昭和
62年7月10日の初配備以降枚挙にいとまがなく正確な数字が把握できない。この他に
もFA-18Eスーパーホーネット、FA-18ホーネット、AV-8Bハリアー攻撃機を
含めて約40機が飛来しており、常駐機と混在し超過密化の危険極まりない状況である。

町民は、これらの機体から連日発生する100デシベルを超える騒音、排出ガスによる
悪臭被害、さらには最悪何時起こるかもしれない部品落下及び機体墜落事故の恐怖と不安
に苛まれ続けられ、もはや人間として生活する環境は破壊され、精神状態は限界に達して
いると言っても過言ではない。

日本政府が言う、基地の整理縮小による過重な基地負担軽減は嘉手納基地に関してはま
ったく有言無実であり、「日米同盟堅持」「専守防衛」「日米地位協定」に基づき嘉手納基
地の運用及び機能強化はますます拍車がかかっている。沖縄の米軍基地について政府高官
自らがこれらの必要性を肯定する発言もあった。まさに「人権無視」「差別」を露呈した
ものであり、町民にとっては到底受け入れられるものではなく激しい憤りを感じる。狭隘
な面積の嘉手納町にこれ以上の負担を課すことは、もはや町民の「生きる権利」を剥奪す
るものであり断じて容認できない。

基地問題は国民全体で解決すべきであり、特定の自治体だけに押しつけるものではない。
それぞれが応分の負担を受け入れる寛容の精神があれば解決の糸口は見いだせるのでは
ないか。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次
ぐ外来機の飛来に抗議し、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

1. すべての米軍外来機の嘉手納基地への暫定配備を中止すること。
2. 米軍外来機の嘉手納基地への飛来訓練を中止すること。
3. 騒音防止協定を遵守し嘉手納の騒音軽減を確実に実施すること。
4. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をやめること。
5. 県外への機能移設・訓練移転を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年2月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

相次ぐ外来機飛来の暫定配備と騒音激化に抗議する決議

平成28年1月25日から27日にかけて、米空軍嘉手納基地に米アラスカ州エルメン
ドルフ・リチャードソン統合基地所属のステルス戦闘機F-22Aラプター14機、同じ
く米アラスカ州アイルソン空軍基地所属のF-16戦闘機12機が事前通知なく相次いで
飛来した。

F-22戦闘機の暫定配備は平成19年2月の初配備以降9回目、F-16戦闘機は昭和
62年7月10日の初配備以降枚挙にいとまがなく正確な数字が把握できない。この他に
もFA-18Eスーパーホーネット、FA-18ホーネット、AV-8Bハリアー攻撃機を
含めて約40機が飛来しており、常駐機と混在し超過密化の危険極まりない状況である。

町民は、これらの機体から連日発生する100デシベルを超える騒音、排出ガスによる
悪臭被害、さらには最悪何時起こるかもしれない部品落下及び機体墜落事故の恐怖と不安
に苛まれ続けられ、もはや人間として生活する環境は破壊され、精神状態は限界に達して
いると言っても過言ではない。

日本政府が言う、基地の整理縮小による過重な基地負担軽減は嘉手納基地に関してはま
ったく有言無実であり、「日米同盟堅持」「専守防衛」「日米地位協定」に基づき嘉手納基
地の運用及び機能強化はますます拍車がかかっている。沖縄の米軍基地について政府高官
自らがこれらの必要性を肯定する発言もあった。まさに「人権無視」「差別」を露呈した
ものであり、町民にとっては到底受け入れられるものではなく激しい憤りを感じる。狭隘
な面積の嘉手納町にこれ以上の負担を課すことは、もはや町民の「生きる権利」を剥奪す
るものであり断じて容認できない。

基地問題は国民全体で解決すべきであり、特定の自治体だけに押しつけるものではない。
それぞれが応分の負担を受け入れる寛容の精神があれば解決の糸口は見いだせるのでは
ないか。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、相次
ぐ外来機の飛来に抗議し、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

1. すべての米軍外来機の嘉手納基地への暫定配備を中止すること。
2. 米軍外来機の嘉手納基地への飛来訓練を中止すること。
3. 騒音防止協定を遵守し嘉手納の騒音軽減を確実に実施すること。
4. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をやめること。
5. 県外への機能移設・訓練移転を図ること。

以上、決議する。

平成28年2月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長